

1 令和2酒造年度の鑑定官室事務について

1 新型コロナウイルス感染症に関連した技術相談

「高濃度エタノール製品」に該当する酒類の製造及び分析に関する相談や、長期貯蔵が見込まれる酒類の品質劣化抑制及び品質向上を目的とした技術相談事項があればご連絡ください。

2 HACCPに関連した技術相談

食品衛生管理の国際標準であるHACCPに沿った衛生管理は、令和2年6月1日に施行され、1年の経過措置期間において義務化される予定となっており、酒類製造者も対象となっておりますので、適時適切な情報提供に努めていきます。

また、衛生管理計画の作成及び運営等に関し、技術的相談事項があればご連絡ください。

3 夏期における貯蔵清酒等の品質及び安全性の確保に関する技術相談（呑み切り）

新型コロナウイルス感染症の状況が本年と同様にある場合には、適切な対策を行いつつ、異動前後を除く6月～8月末で実施する予定です。

このとき、長期貯蔵が見込まれる酒類の品質劣化抑制及び品質向上を目的とした技術相談があれば併せて実施する予定です。

4 酒類製造技術相談

鑑定官室では、技術相談を希望する酒類製造場における技術的課題の解決を支援します。

(1) 電話による技術相談

随時受け付けておりますので、ご連絡下さい。対応が緊急を要するなど、必要性があると判断した場合は、臨場して対応します。

(2) 臨場による技術相談

12月から3月までの臨場時間は、1場につき約1時間半としております。

一方、それ以外の時期で臨場希望をされた場合は、1時間半以上の時間を設けることも可能です。製造繁忙期を外して余裕のある時期に、経過簿等を検証しながら課題を解決に向けて検討することで、翌酒造年度の製造に繋げていくことが可能と考えます。ただし、効率的な臨場を図るため、近隣製造場と時期を併せての希望をお願いします。

なお、12月から3月以外で臨場した場合、翌酒造年度に12月から3月での臨場の希望があれば優先的に対応いたします。

おって、技術相談を円滑に実施するため、税務署から職員が同行いたしますが、新型コロナウイルス感染症に鑑み、できるだけ少人数といたしますので、何卒ご

理解いただきますようお願いいたします。

5 技術講習会等への職員派遣

組合等が主催する技術講習会に鑑定官室員を派遣し、酒造技術の維持・向上を目的とした講話等を実施することが可能です。

また、需要振興を目的とした消費者向けのセミナー等にも対応可能です。

ご要望がありましたら、酒類指導官または鑑定官室までご相談ください。

6 アルコール分の分析技術指導

市販酒類のアルコール分を分析し、ラベル表示度数と乖離が認められた場合は、アルコール分の分析技術指導を行います。

ただし、新型コロナウイルス感染症を考慮し、原則として臨場指導は致しません。

鑑定官室で値付けしたアルコール水を対象製造場に送付し、分析値を鑑定官室に報告していただくことで原因推定を行いますので、ご協力をお願いします。

7 カルバミン酸エチル低減技術指導

市販酒類のカルバミン酸エチル濃度を分析し、0.1mg/L 以上の場合は、低減のための技術指導を行います。

ただし、臨場指導については新型コロナウイルス感染症を考慮し、これまでの経緯や製造者と相談を踏まえた上で決定いたします。

8 市販酒類の品質改善技術指導

市販酒類の品質評価を行い、著しい問題がある可能性が高いと認められた酒類製造者に対し、改善のための技術指導を行います。

ただし、臨場指導については新型コロナウイルス感染症を考慮し、これまでの経緯や対象製造者との相談を踏まえた上で決定いたします。

9 来事務年度の予定

第92回 関東信越国税局酒類鑑評会は、新型コロナウイルス感染症の状況が本年以上に悪化しなければ、適切な対策を行いつつ開催する予定です。

ただし、対策の具体的内容（本年は品質評価員の削減、技術研究会の三部制などを実施）は未定です。

なお、出品部門及び賞の授与については、来年度も同様とする予定です。